

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成28年4月25日(月)午後1時30分から午後2時35分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員(8人)

会 長	6番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	谷 口 眞 一
委 員	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	豊 島 利 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	7番	羽 田 茂
委 員	8番	宮 田 一日出

農業委員会事務局職員(3人)

局 長	中 村 滋 成
局長補佐	石 神 正 夫
主 査	中 山 幹 夫

4. 欠席委員
なし

5. 傍聴者
2人

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可について
議案第4号	非農地証明発行可否について
議案第5号	現況証明発行可否について
議案第6号	農地の競売参加についての買受適格証明発行可否について
議案第7号	買受適格証明書の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第8号	農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)
議案第9号	農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集

積計画の決定について（中間管理事業）
議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（中村事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成28年4月の定例総会を開催いたします。最初に皆様にお願ひがあります。携帯電話等については、電源を切るかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。

傍聴人の方にお願ひがあります。議場内の撮影及び録音は禁止されております。なお、つくばみらい市農業委員会会議規則第15条により「傍聴人は、議場において発言し、その他けん騒にわたる行為をしてはならない。」と明記されております。お守りいただくようお願いいたします。

それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 齊藤会長

田植えの準備などで忙しい中、ご出席いただき有難うございます。

新しい農業委員になって最初の定例総会になりますので、何点か申し上げたいと思います。

来年度の秋ごろに茨城県から市に権限移譲を実施できるよう事務局でも準備、調整を進めておりますが、私たち農業委員も自らの資質の向上を図っていく必要がありますし、権限移譲がスムーズに実施されるためにも、間違いは許されませんので、慎重かつ十分な審議をしていただくようお願いします。

我々農業委員会委員は、地方公務員の特別職になりますので、当然守秘義務が課せられています。個人情報等が含まれる議案内容等を他人に漏らさないようにしてください。そのために本総会より総会資料は回収いたします。各委員は、総会終了後、自席に資料を置いていくようお願いいたします。

農業委員会等に関する法律第33条により、議事録をインターネット等により公開することになっています。従いまして、本総会から、議事録をインターネットで公開

することになりました。委員の皆さんも承知しておいてください。

本日の議案は、第1号から第10号、それに報告事項3件となっております。議案も多いことから精力的かつ慎重な審議をお願いいたします。

1. 事務局（中村事務局長）

本日の出席委員は、農業委員8名中8名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事は齋藤会長をお願いしたいと思います。

1. 議長（齋藤会長）

まず議事録署名人の選任ですが、いかなる方法で選任したらよいかお諮りいたします。

（議長一任の声）

議長一任の声がありましたので、指名させていただきます。

4月4日の臨時総会には、2番菊地委員、4番栗原委員になっていただいておりますので、今回の任命委員は、1番谷口委員と3番豊島委員を議事録署名人に選任いたしますのでよろしくをお願いいたします。

書記については事務局でお願いします。

本日の議案日程ですが第1号議案から第10号議案までと、報告事項3件となっております。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

それでは、審議に入らせて頂きます。議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案書に従い説明する。（議案朗読）

1. 議長（齋藤会長）

現地調査を行っていますので、2番菊地委員報告願います。

1. 菊地委員

現地調査報告をいたします。

4月18日に会長、栗原委員、豊島委員及び事務局と現地調査を行いました。

まず番号1番の案件について報告いたします。地図は2ページになります。申請地

は県道つくば野田線の茨城ゴルフ場手前の右に約50m入った道路に面した畑です。現在は耕運されていますが作付けしていない状態でした。

今回の転用目的はスポーツ施設の来客用の駐車場で、申請地から約100m程先に事務所及びサッカー場のグラウンドがあります。特に未成年の学生が多く、土日を中心に多くの保護者が送迎しており、路上駐車も懸念されます。サッカー大会開催時には、敷地内の駐車スペースでは足りないとのことでした。

申請地は競技場に近く利便性がよく、ゴルフ場や宅地に囲まれ農地の広がりがないと思われ、砕石敷均し施工で周辺に与える影響もなく、特に問題ないと考えます。

番号2番の案件ですが、地図は3ページになります。

新守谷駅近くの筒戸の区域指定エリアで、住宅が密集しており上下水も前面道路に布設されており、特に問題はないと考えます。

番号3番の案件ですが、千葉県不動産及び建築業の会社が建売住宅としての転用申請です。該当地は筒戸で先ほどの番号2番の土地から北側に50m離れた高台の場所にあります。昭和47年に分譲目的で開発申請がなされた経緯がありますが現在まで一部更地の状態であったため、改めて今回申請があったとの事です。駅から300m以内と近く前面道路に下水道が布設されており、特に問題はないと考えます。

1. 議長（齊藤会長）

報告が終了しました。番号1番について質問のある委員の挙手を求めます。
（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

番号2番について質問のある委員の挙手を求めます。
（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

番号3番について質問のある委員の挙手を求めます。
（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないので採決をいたします。議案第1号について、原案のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により議案第1号は、原案のとおり許可相当として意見進達することに決定いたします。

1. 議長（齊藤会長）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案書に従い説明する。（議案朗読）

議案書5ページ中番号4番及び5番の自小作別欄が「小」となっておりますが、「自」に訂正願います。

法第3条の各号については別紙調査書のとおりとなります。農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

1. 議長（齊藤会長）

現地調査をおこなっておりますので、3番豊島委員報告願います。

1. 豊島委員

4月18日に農業委員会委員4名と事務局3名が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認しました。

最初に番号1番の案件について報告いたします。

譲受人は申請地で水稻の栽培を行う計画であり、周辺農地でも水稻を作付けしていることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号2番の案件について報告いたします。

譲受人は申請地で水稻の栽培を行う計画であり、隣接農地でも譲受人が代表を務める法人が水稻の栽培を行っていることから、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないものと考えられます。

番号3番の案件について報告いたします。

譲受人は申請地でトマトの栽培を行う計画であり、隣接農地でもトマトの栽培をしており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号4番の案件について報告いたします。

譲受人は申請地で水稻の栽培を行う計画であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号5番の案件について報告いたします。

譲受人は申請地で水稻の栽培を行う計画であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

1. 議長（齊藤会長）

現地調査の説明がありましたが、番号1番から5番までの案件について質問のある委員の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないので、議案第2号について採決をいたします。原案のとおり許可すること

に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

全員賛成により議案第2号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

議案第3号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

1. 事務局(中山主査)

議案書に従い説明する。(議案朗読)

法第3条の各号については別紙調査書のとおりとなります。農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

1. 議長(齊藤会長)

番号1番の案件について質問のある委員の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

質問がないので、議案第3号について採決をいたします。原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

全員賛成により議案第3号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

議案第4号「非農地証明発行可否について」に入る前に、農地法の取り扱い基準について事務局より説明させます。事務局お願いします。

1. 事務局(石神局長補佐)

農地法関係事務処理の手引き(農地転用関係)平成20年3月(平成28年3月一部改訂)の45ページ、2証明の範囲(1)非農地証明について朗読する。

1. 議長(齊藤会長)

只今、説明のありました基準に基づいて審議していただくようお願いします。

それでは、議案第4号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局(石神局長補佐)

議案書に従い説明する。(議案朗読)

1. 議長(齊藤会長)

現地調査を行っていますので、4番栗原委員報告願います。

1. 栗原委員

現地確認報告をいたします。

4月18日に農業委員会委員4名と事務局3名が現地調査を行いました。

番号1番の案件ですが、小絹駅から近く区域指定に隣接された東側の高台の土地で隣接地は造成が行われている土地でした。現地は更地の状態で荒廃しており作物は数年間作付けされていない土地でした。蔓や雑草が生えているが特に山林の状態でもなく、非農地化しているとは考えにくく除草や整地また客土等で農地に回復できる余地は残されていると考えます。

番号2番の案件について報告いたします。地図は15ページで真木地内の農家住宅になります。航空写真では20年前の証明ですが土地改良以前から宅地への日常の進入道路として利用されてきており現地は舗装されており農地として利用は不可能であると考えます。

番号3番の案件ですが地図は16ページです。野堀地内の平和住宅付近で昭和47年頃に宅地開発が行われた際、道路を広げたが地目が変更されていないため私有地として道路が残っており現況は舗装され一体利用されている状況です。

番号4番の案件ですが地図は17ページになります。平沼地内で農家住宅への碎石敷きの進入道路であり、航空写真等でも既に22年前から日常生活のために使われていたと思われまます。

番号5番の案件ですが、地図は18ページで小張地内の小学校の隣になります。航空写真等でもすでに20年前から垣根に囲まれた庭木が植えられており宅地として一体利用されていると考えられます。

番号6番の案件ですが、地図19ページです。先ほど5条で申請のあった建売住宅計画地の隣接する土地ですが、航空写真等で見ると当時の開発申請時から数年後道路用地として確保されており、既に現況は、舗装され道路として周辺の住宅と共用されている状態です。

報告は以上です。

1. 議長(齊藤会長)

本議案は、受付番号ごとに審議・採決していきます。

まず、番号1番について審議いたします。

この願出は、3月の総会に提出され否決となった案件であります。今回、再度願出がありました。今回の願出に関し、願出人から「非農地となった時期及び証明を必要とする理由」並びに「嘆願書」が提出されています。その写し、及び現地の写真を事務局より配布させます。1分間程度で一読願います。

(1分経過)

それでは、審議を進めます。現地確認の報告では「農地」として利用可能との報告がありました。意見・質問のある方の挙手を求めます。

(挙手あり)

中山委員

1. 中山委員

現地を確認してきましたが、バロネス等で草刈をした後にトラクター等で耕起をすることは可能のような状態と見てきました。

1. 議長（齊藤会長）

その他にありますか。

（挙手あり）

谷口委員

1. 谷口委員

嘆願書を読ませてもらいましたが、大変な事情はご察知いたします。しかしながら、法の基に適切に対応しなければならないと思っております。中山議員が話したように機械等を導入すれば復元可能と思えます。

1. 議長（齊藤会長）

その他にありますか。

（挙手あり）

羽田委員

1. 羽田委員

私も現地確認しましたが、農機具、トラクター等で農地に再生可能であると考えます。重機を持ち込まなくても再生可能で十分農地に再生可能であると思えます。

1. 議長（齊藤会長）

その他にありますか。

（挙手あり）

菊地委員

1. 菊地委員

この場所は私の地元であります。ここには、産廃のようなものが埋まっていると思いますが、少し客土すれば農地として再生可能だと思います。

1. 議長（齊藤会長）

その他にありますか。

（質問なし）

それでは採決いたします。番号1番について、非農地証明を発行しないことに賛成の方、もう一度申し上げます。非農地証明を発行しないことに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

採決の結果、番号1番については、全員賛成により非農地証明は発行しないことに決

定しました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、番号2番について審議いたします。

意見・質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは採決いたします。

番号2番について、非農地証明書を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

採決の結果、番号2番については、全員賛成により非農地証明書を発行することに決定しました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、番号3番について審議いたします。

意見・質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは採決いたします。

番号3番について、非農地証明書を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

採決の結果、番号3番については、全員賛成により非農地証明書を発行することに決定しました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、番号4番について審議いたします。

意見・質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは採決いたします。

番号4番について、非農地証明書を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

採決の結果、番号4番については、全員賛成により非農地証明書を発行することに決定しました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、番号5番について審議いたします。
意見・質問のある方の挙手を求めます。
（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

それでは採決いたします。
番号5番について、非農地証明書を発行することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

採決の結果、受付番号5番については、全員賛成により非農地証明書を発行することに決定しました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、受付番号6番について審議いたします。
意見・質問のある方の挙手を求めます。
（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

それでは採決いたします。
番号6番について、非農地証明書を発行することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

採決の結果、番号6番については、全員賛成により非農地証明書を発行することに決定しました。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして、議案第5号「現況証明発行可否について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案書に従い説明する。（議案朗読）

1. 議長（齊藤会長）

現地調査を行っていますので、4番栗原委員報告願います。

1. 栗原委員

現地調査報告をいたします。
先ほど審議した非農地証明と隣接した場所で21ページの地図になります。現況は田ではなく畑となっていました。進入路の時期と同じ時期に畑として利用されている状態

でした。以上報告いたします。

1. 議 長（齊藤会長）

報告が終了しました。番号1番について質問のある委員の挙手を求めます。
（質問なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので、採決いたします。
現況証明書を発行することに賛成の方は、挙手願います。
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

採決の結果、全員賛成により現況証明書を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農地の競売参加についての買受適格証明発行可否について」を
議題といたします。
事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案書に従い説明する。（議案朗読）

1. 議 長（齊藤会長）

現地調査を行っていますので、3番豊島委員報告願います。

1. 豊島委員

番号1番及び番号2番について、ご報告いたします。
譲受人は申請地で野菜の栽培を行う計画であり、本件の権利取得により周辺の農地の
農業上効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

1. 議 長（齊藤会長）

報告が終了しました。質問のある委員の挙手を求めます。
（質問なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので、議案第6号について採決いたします。
農地の競売参加についての買受適格証明書を発行することに賛成の方、挙手願います。
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

採決の結果、議案第6号は全員賛成により買受適格証明書を発行することに決定いた
しました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第7号「買受適格証明書の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案書に従い説明する。（議案朗読）

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終了しました。質問のある委員の挙手を求めます。
（質問なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので、採決いたします。
議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

採決の結果、議案第7号は、全員賛成により原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案書の総括表に従い説明する。（議案朗読）

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終了しました。質問のある委員の挙手を求めます。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので、採決いたします。
議案第8号農用地利用集積の決定について（利用権設定）に賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

採決の結果、全員賛成により議案第8号は原案のとおり決定いたします。議案書の（案）は削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）を議題とします。
事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案書の総括表に従い説明する。（議案朗読）

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終了いたしました。質問のある委員の挙手を求めます。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないので採決いたします。議案第9号の農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）（案）に賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第9号は原案のとおり決定いたします。議案書の（案）は削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案書の総括表に従い説明する。（議案朗読）

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終了いたしました。質問のある委員の挙手を求めます。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないので採決いたします。議案第10号農用地利用配分計画（案）を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第10号は原案のとおり承認いたします。議案書の（案）は削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

これより報告事項となります。
事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中村局長）
議案書中の報告事項に従い説明する。

1. 議長（齊藤会長）
報告事項の説明が終了しました。
質問のある委員の挙手を求めます。
（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）
以上を持ちまして議案審議はすべて終了しました。
4月定例総会を閉会いたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。

平成28年4月25日

つくばみらい市農業委員会

会 長 齊 藤 常 夫



議事録署名委員

谷 口 真 一



議事録署名委員

豊 島 利 夫

